

下水道事業の豆知識①

都留市の下水道事業は、桂川流域下水道関連公共下水道事業として、平成6年度から管渠布設工事に着手し、平成16年4月1日以降は田野倉・小形山・大原・川茂・古川渡・四日市場（月見ヶ丘、富士見台）・井倉（九鬼）・田原・上谷地区の各一部で下水道の供用開始がされてから、早くも2年が経過しようとしています。

下水道が整備された区域においては、川の水がきれいになり、ドブ川が無くなり悪臭やハエ、蚊の発生を防ぎ、地域環境が改善されます。また、水洗トイレが使用できるようになり、汲み取りの心配や住宅内部の悪臭がなくなり、生活環境も改善されます。

下水道事業は、より多くの方々に加入していただくことで、その目的が達成されます。今月号から、下水道事業をよく理解していただくため、下水道加入に関する色々なお願い事や、制度的な内容について掲載していきます。

第一弾として、下水道事業に係る『受益者負担金制度』についてお知らせします。

問合先 下水道課

『受益者負担金制度』とは？

下水道が整備されると浄化槽を通さずに、台所・風呂場・トイレなどの生活排水が衛生的に排除され、快適な生活環境が確保されます。

しかし、下水道事業は下水道管の布設や圧送ポンプ、終末処理場などの建設に莫大な費用と長い年月を要します。

道路や公園のように誰もが利用できる施設とは性格が異なり、下水道整備区域と未整備区域に住む方との間に税金投入の不公平が生じます。そのため、

下水道の整備によって利益を受ける方に建設費の一部を負担していただき、負担の公平性を図り、下水道の建設を促進していくというのが、『受益者負担金制度』です。『受益者負担金』は、下水道への接続の有無にかかわらず一度限り賦課されるものです。

この制度は、「都市計画法第75条」及び「都留市下水道事業受益者負担に関する条例」に基づいています。

『下水道事業の受益者』とは誰なの？

下水道の整備が完了し、都留市長が受益者負担区域の公告を行った区域内で水道の供給を受けている建物の所有者、または土地所有者若しくは権利者をいいます。

『受益者負担金』っていくらなの？

受益者負担金の金額は、水道メーターの口径と数により決定されます。ただし、井戸水だけの使用や、水道と井戸水を併用している場合も受益者負担金は掛かります。金額については次の表を参照してください。

『受益者負担金の額』

水道加入口径	受益者負担金
20mm以下	130,000円
25mm以上～40mm未満	210,000円
40mm以上	520,000円

『受益者負担金の納付方法』は？

受益者負担金の納付は、年4回の4年に亘る16回の『分割納付』及び、『全期一括納付』、『年度一括納付』並びに納期到来以降の『残金一括納付』の方法が選択できます。

受益者負担金の納期については、次の表を参照してください。

『受益者負担金の納期一覧』

受益者負担金の納期	
第1期	7月1日から同月31日まで
第2期	9月1日から同月30日まで
第3期	11月1日から同月30日まで
第4期	1月4日から同月31日まで



『受益者負担金の一括納付』をした場合は？

受益者負担金の一括納付の方法は『第一期一括納付』と『残金一括納付』と『年度一括納付』の3種類に分類されます。

この、いずれかの納付方法を選択された受益者の方については、報償金(割引)制度が適用されます。

受益者負担金の納付については、次の条件に該当する場合に徴収猶予の特例が適用されます。

ただし、この特例を受けようとする受益者は、負担金徴収猶予の申請書の提出が必要になります。

○受益者負担金の徴収猶予(先延ばし)制度

『受益者負担金納付に係る特例』は？

- ①生活保護世帯。
- ②世帯が65歳以上の夫婦のみ、若しくは、障害者基本法第2条に該当する障害者と同居する世帯で住民税非課税の世帯。
- ③その建物または土地が、受益者負担金の猶予が必要と認められる場合。
- ④受益者が、災害・盗難などにより受益者負担金の納付が困難となり、猶予が必要と認められる場合。
- ⑤市長が特に必要と認める場合。
- ⑥合併処理浄化槽が設置されている場合、その耐用年数の残存期間まで。

○第1期目における全額納付を選択した場合の報償金(割引率)

水道加入口径	基本額	報償(割引)率	報償(割引)金額	差引納入額
20mm以下	130,000円	28%	36,400円	93,600円
25mm以上～40mm未満	210,000円		58,800円	151,200円
40mm以上	520,000円		145,600円	374,400円

○納期到来以降分を一括納付した場合の報償金(割引率)

賦課年度	第1期	第2期	第3期	第4期
1年目	28%	21%	21%	21%
2年目	21%	14%	14%	14%
3年目	14%	7%	7%	7%
4年目	7%	0%	0%	0%

(計算例)

受益者負担金13万円を分割で納付し、2年目2期目に残金を一括納付する場合
 2年目1期までの納付済額42,000円(10,000円+8,000円×4期)
 残金88,000円(130,000円-42,000円)に対し14%の12,320円を報償金として割引くので、残金納付額75,680円となり、合計納付額117,680円となります。

○年度一括納付をした場合

報償金(割引率)は7%の一律になります。

「貸します詐欺」にご注意ください

最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容の偽者DM(ダイレクトメール)や携帯メールなどを送りつけて、保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手の手口が急増しています。

このような詐欺行為を「貸します詐欺」といいます。

被害にあわないよう十分ご注意ください。

「騙されないための心構え3カ条」

(第一のポイント)

■取引関係のないところから突然送られてくる、「お金貸します」とのDM(ダイレクトメール)・携帯メールなどに注意。
 (低金利で、しかも高額を貸し付けるかのような広告に注意)

(第二のポイント)

■融資をする前に、様々な口実でお金を振り込まそうとする手口に注意。
 (保証料、保険料などの名目で必ずお金を要求してきます)

(第三のポイント)

■「貸します詐欺」かもしれないと感じたら、送金の前に下記に問い合わせ。

「貸します詐欺」被害ホットライン

☎03(5320)4775(東京都貸金業対策課)

平日：午前9時～正午、午後1時～4時30分

※夜間・休日は、留守番電話の「受付ダイヤル」になります。

